

# 岐阜県公報

第二千四百号

平成二十四年十一月三十日

(金曜日)

## 目次

### 告示

道路の区域変更

(道路維持課) 七六五

建築基準法に基づく道路の位置指定

(建築指導課) 七六六

建築士事務所への処分

(同) 七六六

### 訓令

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令

(管財課) 七六七

### 公示

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

(高齢福祉課) 七六七

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

(同) 七六八

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

(同) 七六八

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

(同) 七六八

介護保険指定介護老人福祉施設の指定

(同) 七六九

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

(同) 七六九

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

(同) 七六九

平成二十四年度砂利採取業務主任者試験合格者

(商工政策課) 七七〇

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業流通課) 七七〇

県営土地改良事業の変更計画の決定

(農地整備課) 七七一

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 七七二

可児都市計画道路事業の周知

(街路公園課) 七七五

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 七七五

落札者等に関する公示

(会計課) 七七六

## 告示

岐阜県告示第五百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		区域変更		敷地の幅員		延長		備考
前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	
九〇.〇	二〇.五	九〇.〇	二〇.五	郡上市大和町内ケ谷字出	郡上市大和町内ケ谷字出	九〇.〇	二〇.五	九〇.〇	二〇.五	九〇.〇	二〇.五	敷地は及ぶ
七三.〇	一三.〇	七三.〇	一三.〇	郡上市大和町内ケ谷字出	郡上市大和町内ケ谷字出	七三.〇	一三.〇	七三.〇	一三.〇	七三.〇	一三.〇	敷地は及ぶ
六五.〇	一五.〇	六五.〇	一五.〇	郡上市大和町内ケ谷字出	郡上市大和町内ケ谷字出	六五.〇	一五.〇	六五.〇	一五.〇	六五.〇	一五.〇	敷地は及ぶ
六〇.〇	一〇.〇	六〇.〇	一〇.〇	郡上市大和町内ケ谷字出	郡上市大和町内ケ谷字出	六〇.〇	一〇.〇	六〇.〇	一〇.〇	六〇.〇	一〇.〇	敷地は及ぶ
五五.〇	五.〇	五五.〇	五.〇	郡上市大和町内ケ谷字出	郡上市大和町内ケ谷字出	五五.〇	五.〇	五五.〇	五.〇	五五.〇	五.〇	敷地は及ぶ
五〇.〇	〇.〇	五〇.〇	〇.〇	郡上市大和町内ケ谷字出	郡上市大和町内ケ谷字出	五〇.〇	〇.〇	五〇.〇	〇.〇	五〇.〇	〇.〇	敷地は及ぶ

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる)  
ときは翌日

平成二十四年十一月三十日

岐阜県告示第五百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	白鳥線	区	間	区域	敷地の幅員	延長	備考
道路	板取	郡上市大和町内ヶ谷字出内会二一九番一〇七地先地		変更前後	メートル	メートル	
				別前			
				後			
				B	五・〇	一〇九・〇	
				A	四・〇	一三六・〇	
							う。分をい
							の区
							すに表
							係は及
							B A
							はは
							関
							る

岐阜県告示第五百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第二項に規定する道路の位置の指定を、岐阜建築事務所長が次のように廃止したので告示する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

位置	幅員	延長	廃止番号	年月日
本単市小柿字下起一〇八二番一から一〇八二番五まで	メートル	メートル	岐建築第一四九号	平成二二・九

（道路の位置を示す図面は、岐阜建築事務所において縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百三十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号、以下「法」という。）第二十六条第二項の規定により建築士事務所の処分をしたので、同条第四項において準用する法第十条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 処分をした年月日  
平成二十四年十月二十九日
- 二 被処分者
  - (一) 名称  
株式会社東海企画設計
  - (二) 所在地  
岐阜県多治見市大原町六丁目七〇番地
  - (三) 開設者の氏名  
株式会社東海企画設計 代表取締役 水野 隆
  - (四) 建築士事務所  
二級建築士事務所
  - (五) 登録番号  
岐阜県知事登録第一一〇九八号
- 三 処分の内容  
平成二十四年十一月一日から二か月の建築士事務所の閉鎖
- 四 処分の原因となった事実  
株式会社東海企画設計の管理建築士である者が法第十条第一項の規定により愛知県知事から懲戒処分を受けた。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十四号

庁 中 一 般  
各 現 地 機 関

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県財産評価委員会規程（昭和三十六年岐阜県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「及び総務部管財課施設改革企画監」を「総務部管財課施設改革企画監及び総務部管財課県有施設管理監」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年十一月三十日から施行する。

公 示

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条第一項の規定に基づき同法第四十条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	指 月 日 定
株式会社昭電工業	茶話本舗デイサービス池田亭	岐阜県多治見市池田町一丁目五六五	通所介護	平成二四・〇・一
株式会社テンダー	レッツ倶楽部美乃坂本	岐阜県中津川市茄子川字坂本一四九八四〇	通所介護	平成二四・〇・一
社会福祉法人ケア21	2番館テイセントリー	岐阜県高山市新宮町八五一番地の一	通所介護	平成二四・〇・一
たのしい株式会社	ありがとサン八百津	岐阜県加茂郡八百津町八百津三八六二番地二	通所介護	平成二四・〇・一
めぐみの農業協同組合	JAめぐみのデイサービスセンターあんしん郡上	岐阜県郡上市八幡町小野四丁目六一八	通所介護	平成二四・〇・一
株式会社ケアサポートjiji	デイサービス本郷ふふ	岐阜県美濃加茂市本郷町四丁目九番一五号	通所介護	平成二四・〇・一七
社会福祉法人ケア21	1番館ヘルパーステーション	岐阜県高山市新宮町八五一番地の一	訪問介護	平成二四・〇・一
株式会社ハッピーエンドギフト	ヘルパーステーション温味	岐阜県関市西田原一二二番地一	訪問介護	平成二四・〇・一
株式会社友悠	株式会社友悠	岐阜県大垣市西長町三一番地	福祉用具貸与	平成二四・〇・一
株式会社友悠	株式会社友悠	岐阜県大垣市西長町三一番地	特定福祉用具販売	平成二四・〇・一

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社たんぼぼ	デイサービスセンターたんぼぼ姫	岐阜県多治見市姫町七丁目一〇二八	通所介護	平成二四・〇・三
株式会社吉川組	おあしすデイサービスセンター	岐阜県多治見市明和町二丁目五〇番地ラ・ポールめいわ一F	通所介護	平成二四・〇・三
株式会社吉川組	おあしすデイサービスセンター大畑	岐阜県多治見市大畑町六丁目七八	通所介護	平成二四・〇・三
合同会社和	介護24大垣	岐阜県大垣市岐阜町二三番地	訪問介護	平成二四・〇・三
株式会社吉川組	訪問介護コミケア	岐阜県多治見市明和町二丁目五〇番地ラ・ポールめいわ二〇三号室	訪問介護	平成二四・〇・三

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十九条第一項の規定に基づき同法第四十六条第一項の指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定

により次のとおり公示する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社アバッセライフサポート	アバンセ介護センターたじみ居宅介護支援事業所	岐阜県多治見市前畑町二二七	居宅介護支援	平成二四・〇・一
医療法人社団 耀和会	濃成病院居宅介護支援センター	岐阜県可児市広見八五一八	居宅介護支援	平成二四・〇・一
社会福祉法人 桜友会	ほほえみ介護相談センター本町	岐阜県関市本町二丁目二二番地	居宅介護支援	平成二四・〇・一
JAめぐみの農業協同組合	JAめぐみの介護サービス郡上営業所	岐阜県郡上市八幡町小野四丁目六一八	居宅介護支援	平成二四・〇・一

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日

株式会社サン コーポレ ーション	居宅介護支援 事業所さんぼ	岐阜県本巣郡北方町高屋白 木二一四一	居宅介護 支援	平成 二四・〇・三
株式会社吉川 組	コミュニティ ケアたじみ	岐阜県多治見市明和町二丁 目五〇番地	居宅介護 支援	平成 二四・〇・三

介護保険指定介護老人福祉施設の指定

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十六条第一項の規定に基づき同法第四十八条第一項第一号の指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

開設者の名称 社会福祉法人 曙光会	施設の名称 特別養護老人 ホームアルプ ス	施設の所在地 岐阜県郡上市白鳥町白鳥四 一四番地三	サービスの種類 指定介護 老人福祉 施設	年月日 平成 二四・〇・一
-------------------------	--------------------------------	---------------------------------	-------------------------------	---------------------

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の二第一項の規定に基づき同法第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
----------------	--------	---------	---------	-----------------------

株式会社テン ダー	レッツ倶楽部 美乃坂本	岐阜県中津川市茄子川字坂 本一四九八 四〇	介護予防 通所介護	平成 二四・〇・一
社会福祉法人 ケア21	2番館デイセ ンター	岐阜県高山市新宮町八五一 番地の一	介護予防 通所介護	平成 二四・〇・一
たのしい株 式会社	ありがとサン 八百津	岐阜県加茂郡八百津町八百 津三八二番地二	介護予防 通所介護	平成 二四・〇・一
めぐみの農業 協同組合	J Aめぐみの デイサービス センターあ んしん郡上	岐阜県郡上市八幡町小野四 丁目六一八	介護予防 通所介護	平成 二四・〇・一
株式会社ケ アサポート i j i	デイサービス 本郷 ふふ	岐阜県美濃加茂市本郷町四 丁目九番一五号	介護予防 通所介護	平成 二四・〇・七
社会福祉法人 ケア21	1番館ヘルパ ーステーショ ン	岐阜県高山市新宮町八五一 番地の一	介護予防 訪問介護	平成 二四・〇・一
株式会社ハッ ピーエンドギ フト	ヘルパーステ ーション温味 南	岐阜県関市西田原一一二番 地の一	介護予防 訪問介護	平成 二四・〇・一
株式会社 友 悠	株式会社 友 悠	岐阜県大垣市西長町三一 番地	介護予防 福祉用具 貸与	平成 二四・〇・一
株式会社 友 悠	株式会社 友 悠	岐阜県大垣市西長町三一 番地	特定介護 予防福祉 用具販売	平成 二四・〇・一

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定に基づき指定

介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第百十五条の第十二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社たんぽぽ	デイサービスセンターたんぽぽ姫	岐阜県多治見市姫町七丁目一〇二八	介護予防通所介護	平成二四・〇・三
株式会社吉川組	おあしすデイサービスセンター	岐阜県多治見市明和町二丁目五〇番地ラ・ポールめいわーF	介護予防通所介護	平成二四・〇・三
株式会社吉川組	おあしすデイサービスセンター大畑	岐阜県多治見市大畑町六丁目七八	介護予防通所介護	平成二四・〇・三
合同会社和	介護24大畑	岐阜県大垣市岐阜町二三番地	介護予防通所介護	平成二四・〇・三
株式会社吉川組	訪問介護コミケア	岐阜県多治見市明和町二丁目五〇番地ラ・ポールめいわ二〇三号室	介護予防通所介護	平成二四・〇・三

平成二十四年度砂利採取業務主任者試験合格者

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により実施した平成二十四年度砂利採取業務主任者試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

受験番号

受験番号

二 六 〇 一 九 二 三 二 八 三 〇 三 三 四 二

五 八 一 六 二 一 二 七 二 九 三 一 四 一

以上十七名

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年十一月三十日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

マーサ21（MASA21）

岐阜市正木中二丁目二番一号

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年十一月三十日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

イオンモール大垣

大垣市外野二丁目一〇〇番地

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年十一月三十日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

サンサンティマコ

関市倉知五一六番地

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

する。

なお、その意見書は平成二十四年十一月三十日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

イオンモール各務原

各務原市那加萱場町三丁目八番地

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年十一月三十日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

ピアゴ可児店

可児市中恵土字溝向二二〇番一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
祖父江地区	養老町役場	平成二四・一一・三〇 平成二五・一一・三四

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 調査を行った者の名称  
多治見市
- 二 調査を行った地域  
岐阜県多治見市笠原町の一部（神戸1）
- 三 調査を行った期間  
平成十九年度から平成二十年度
- 四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県多治見市（笠原町の一部）の地籍図  
岐阜県多治見市（笠原町の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日  
平成二十四年十一月三十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 調査を行った者の名称  
恵那市
- 二 調査を行った地域  
岐阜県恵那市明智町大田の一部（大田3）
- 三 調査を行った期間  
平成二十年度から平成二十四年度
- 四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県恵那市（明智町大田の一部）の地籍図  
岐阜県恵那市（明智町大田の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日  
平成二十四年十一月三十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 調査を行った者の名称  
恵那市
- 二 調査を行った地域  
岐阜県恵那市三郷町の一部（野井1）
- 三 調査を行った期間  
平成十九年度から平成二十三年度
- 四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県恵那市（三郷町の一部）の地籍図

五 岐阜県恵那市(三郷町の一部)の地籍簿  
認証年月日  
平成二十四年十一月三十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛驒市

二 調査を行った地域

岐阜県飛驒市神岡町山田の一部(山田)(一)

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛驒市(神岡町山田の一部)の地籍図

岐阜県飛驒市(神岡町山田の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年十一月三十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛驒市

二 調査を行った地域

岐阜県飛驒市神岡町吉田の一部(吉田)(一)

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛驒市(神岡町吉田の一部)の地籍図

岐阜県飛驒市(神岡町吉田の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年十一月三十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛驒市

二 調査を行った地域

岐阜県飛驒市宮川町打保の一部(打保)(一)

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛驒市(宮川町打保の一部)の地籍図

岐阜県飛驒市(宮川町打保の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年十一月三十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

岐阜県飛騨市古川町寺地及び笹ヶ洞の一部(寺地・笹ヶ洞)

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市古川町(寺地及び笹ヶ洞の一部)の地籍図

岐阜県飛騨市古川町(寺地及び笹ヶ洞の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年十一月三十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

池田町

二 調査を行った地域

岐阜県揖斐郡池田町大字舟子及び段の一部(舟子・段)

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県揖斐郡池田町(大字舟子及び段の一部)の地籍図

岐阜県揖斐郡池田町(大字舟子及び段の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年十一月三十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

白川村

二 調査を行った地域

岐阜県大野郡白川村大字芦倉の一部(芦倉)

三 調査を行った期間

平成十五年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県大野郡白川村(大字芦倉の一部)の地籍図

岐阜県大野郡白川村(大字芦倉の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年十一月三十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

白川村

- 二 調査を行った地域  
岐阜県大野郡白川村大字芦倉の一部（芦倉）
- 三 調査を行った期間  
平成十五年度から平成二十二年度
- 四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県大野郡白川村（大字芦倉の一部）の地籍図  
岐阜県大野郡白川村（大字芦倉の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日  
平成二十四年十一月三十日

可児都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、岐阜都市計画道路事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

開発許可（変更許可） 番号及び年月日 岐阜県指令岐建築第二九号 平成二四・六・一一 同岐建築第三二号の 一三 同二四・一〇・五	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称 本巣郡北方町北方字地下二九六番一	公共施設の 種類 道路	公共施設の 位置及び区 域 開発登録簿 による	開発許可を受けた者の住所及び氏名 岐阜市真砂町七丁目一番地の二 所不動産株式会社 代表取締役 所 哲 朗
同中建築第五一号の一〇 同二三・九・五 同中建築第五八号の 五 同二四・一〇・一六	関市倉知字寺前六〇九番、六一〇番、 六一三番一、六一四番、六一五番、六 一六番一及び六一六番一	道路、 緑地	同	愛知県名古屋市長東区高社二丁目一三〇番地 株式会社 ギガス 代表取締役 佐 藤 健 司

- 可児都市計画道路事業
- 三・四・二六号 広見宮前線
- 二 施行者の名称  
岐阜県
- 三 事務所の所在地  
岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部街路公園課
- 四 事業地の所在  
収用の部分 岐阜県可児市下恵土字豊田及び字宮前地内  
使用の部分 なし

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県田原町の公告

岐阜県の物品等又は特定役務の提供を受けることとなる契約（以下「当該契約」という。）の締結に際し、

平成24年11月30日

岐阜県田原町 田原 謙

1 調達物品等の名称及び予定数量 交通管制システム上位装置設定業務委託（単価契約） 別表のとおり

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

4 契約の相手方を決定した日 平成24年8月9日

5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市藪田南1丁目5番1号  
住友電工システムソリューション株式会社 岐阜出張所

岐阜出張所長 中嶋 謙介

6 契約単価 別表のとおり

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県警察本部総務室会計課

(2) 所在地 岐阜市藪田南2丁目1番1号

別表

6	車両感知器 設定変更	82ヘッド	24,150
7	車両感知器 削除	25ヘッド	5,250
8	光ビーコン 新規及び見直し	2方路	168,000
9	光ビーコン 収容変更	34方路	136,500
10	光ビーコン 簡易図形作成	13画面	346,500
11	画像感知器 新規	7カメラ	168,000
12	下位装置 新規	1基	1,890,000
13	下位装置 削除	1基	1,155,000
14	回線定数	37回線	10,500

規 格	予定数量	契約単価(円)
1 交通信号機 新規及び運用見直し	38基	253,050
2 交通信号機 モデラート化	23基	283,500
3 交通信号機 設定変更	22基	105,000
4 交通信号機 削除	2基	61,950
5 車両感知器 新規及び見直し	127ヘッド	31,500